

# 民間提案推進マニュアルの 改定について

令和2年10月19日  
第5回 事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# 民間提案推進マニュアルの改定

## 趣旨

平成31年のアクションプラン前半期レビューにおいて、地方公共団体における民間提案制度の導入は進みつつあるものの、PFI法第6条に基づく民間提案は平成29年度末時点で5件であり、十分に活用されているとは言えない状況であった。

民間提案制度のさらなる活用を推進するため、昨年度、民間提案制度が活用された事例の調査や事業者等へのヒアリングを実施したところ、PFIに限らないPPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案制度が活用されている実態が明らかとなった。一方で、以下の課題があげられ、第4回事業推進部会（令和2年1月28日開催）にて民間提案に関する改善策の提言がなされた。

評価方法等の改善（評価基準の明確化、評価結果のフィードバックなど）の必要性  
インセンティブの付与方法として加点方式を活用した際の加点の考え方  
民間企業から容易に問合せが可能な行政側の体制整備の必要性

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）」（令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定）に以下の推進施策が掲げられた。

『「PFI事業民間提案推進マニュアル（H26.9）」等について、近年の民間提案の活用実態・課題（インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等）に対応した改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備（相談窓口の設置や庁内体制の整備など）を促すとともに周知する。（令和2年度から）』

# 民間提案推進マニュアル改定の検討フロー

## 検討プロセス

第5回事業推進部会（令和2年10月19日）

1．民間提案制度の事例調査  
及び分析等

民間提案にかかる現状と課題の整理、  
及び先行事例の評価方法・実施手続き、インセンティブ等を調査



2．マニュアルの構成案 及び  
3．ヒアリング候補先の選定

上記をもとに、マニュアル改定の構成案を作成するとともに、  
ヒアリング候補先の選定



今後

4．ヒアリング

構成案・ヒアリング候補先を固めたうえで、ヒアリング項目を策定して実施

第6回事業推進部会（令和3年2月予定）

5．マニュアル改定案作成

上記のヒアリング結果をまとめる  
これを材料としてマニュアル改定案を作成して部会で議論

# 1 . 改定マニュアルの構成案と 改定ポイント

# マニュアルの改定にあたって

これまで、PFI法第6条に基づく民間提案については、「PFI事業民間提案推進マニュアル（内閣府、H26.9）」が、PFI法第6条に依らないPPP（PFI手法を含む）事業にかかる民間提案等については、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（内閣府・総務省・国土交通省、H28.10）」等が公表されている。

過年度の調査において、PFI法第6条に基づく民間提案の実績は5件に留まっているが、PPPを含めたより広い事業を対象とした民間提案制度等については、多くの自治体で導入され、活用されている実態が明らかとなった。

また、PFI法第6条に基づく民間提案についても、案件数は少ないものの、PPPにおける様々な民間提案の手法を活用した事例等、積極的な民間提案を図る試みがなされている。

第4回事業推進部会において、民間提案に関する改善策の提言がなされたところであるが、提言における評価方法、インセンティブの付与方法、行政側の体制整備等の課題は、PFI法第6条に基づく民間提案に限らず、幅広くPPP事業における民間提案にも共通する内容である。

上記を踏まえ、「PFI事業民間提案推進マニュアル」の改定にあたり、PFI法第6条に基づく民間提案の運用については、PPPにおける民間提案の手法を活用するなど有効な方策を示すとともに、民間提案の実施手続きについては、提言における課題等、PPPも含めた民間提案に共通する内容を追記し、民間提案を実施しようとする官民双方にとって役立つ情報を盛り込み、更なる民間提案の活用推進を図る。

# マニュアル全体構成（案）

## 初版（H26.9）

- はじめに
1. 民間提案について
  2. 民間提案の実施手続について
    - (1) 対象事業の抽出
    - (2) 提案受付  
受付・問合せ窓口 / 提案書作成支援  
提案書の記載項目
    - (3) 提案の検討  
検討体制  
検討項目  
検討結果の通知・公表
    - (4) 実施方針の策定
  3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について
- 別冊 提案書（フォーマット例）

## 改定案

- はじめに
1. 民間提案について
  2. 民間提案の実施手続について
    - (1) 民間提案の手法について**
    - (2) 対象事業の抽出**
    - (3) 提案の受付・募集  
受付・問合せ窓口  
提案の受付・募集  
情報公開・官民対話**  
提案書の記載項目
    - (4) 提案の検討  
検討体制  
評価項目  
評価結果の通知・公表**
    - (5) 事業化に向けた手続き  
実施方針等の策定  
インセンティブの付与**
  3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について
- 別冊 提案書（フォーマット例）

【改定ポイント】  
民間提案の手法の整理  
・民間提案の手法を整理するとともに実施手続きの流れを整理する。

【改定ポイント】  
行政側の体制整備  
・受付窓口と専門的な評価を行う体制整備を追記

【改定ポイント】  
実施手続きに係る記載項目の追加  
・提案の募集、情報公開、官民対話等を追記

【改定ポイント】  
民間提案の評価方法等の改善  
・適切な評価ができる評価基準の明確化等を追記  
・評価結果の通知・公表について追記

【改定ポイント】  
実施方針等の策定  
・実施方針等の策定にあたっての留意点等を記載。

【改定ポイント】  
インセンティブ付与の考え方  
・加点評価等のインセンティブの手法及び考え方を記載

# 改定ポイント 民間提案の手法の整理(1/2)

PF1法第6条及び、自治体が実施しているPPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案の手法を追記し、有効な民間提案活用の推進を図る。

## PF1法第6条に基づく民間提案

- PF1法第6条に基づく民間提案については、民間事業者が、提案に際し、実施方針策定の提案（特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すもの）を添える必要があり、また、官側も提案内容を速やかに検討し、その結果を通知する義務がある。
- 運用にあたっては、事前にサウンディングを実施した上で、民間提案を募集したり、事業者選定時にインセンティブを付与したり、あらかじめ民間提案の対象となる事業リストや個別案件を公表することなど、PPP事業における民間提案の方法を取り込むことが可能である。

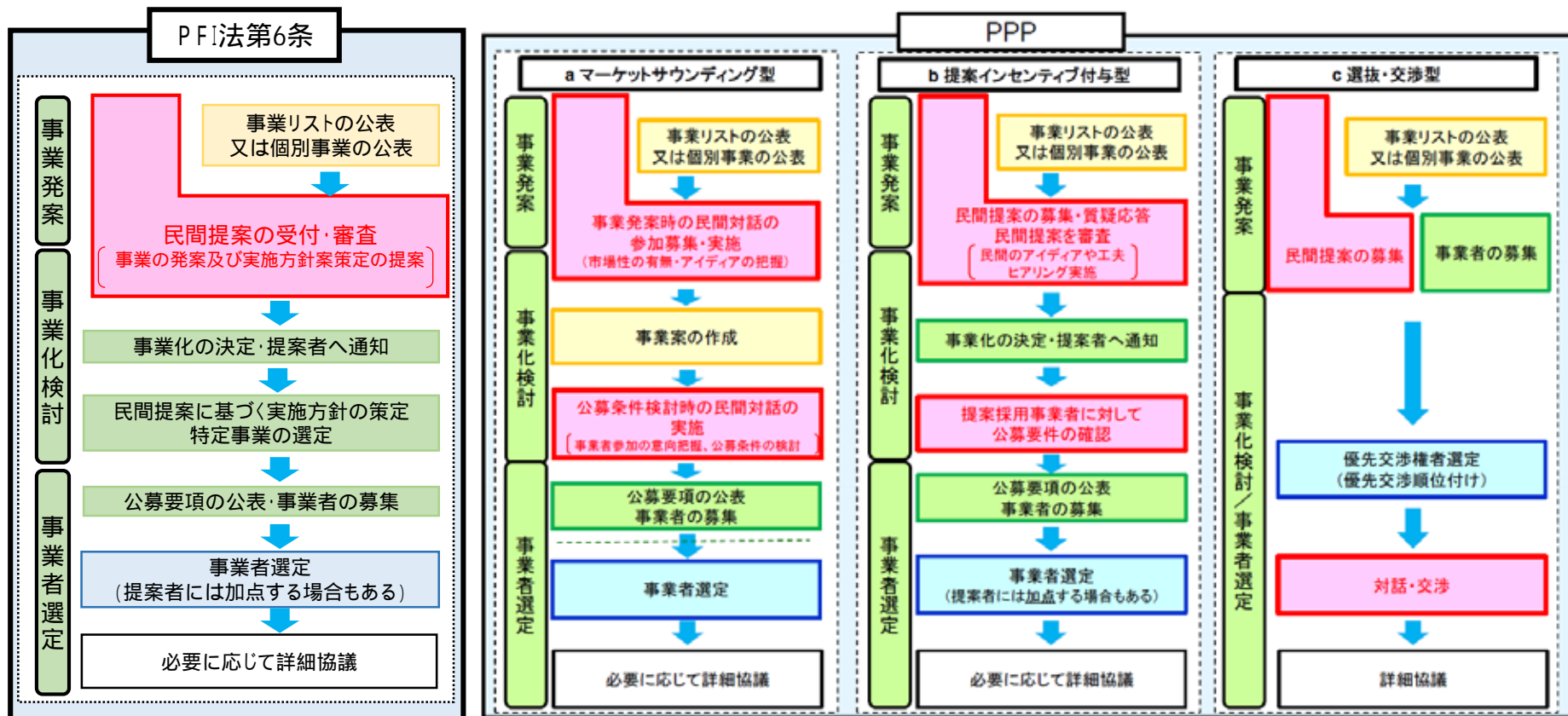
## PF1法第6条によらないPPP（PF1を含む）の民間提案

- PF1法第6条によらないPPPにおける民間提案は、多くの自治体で、独自のガイドラインや制度等に基づき実施しており、様々方法がある。
- 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（内閣府・総務省・国土交通省、H28.10）」において以下のように大別し整理されている。

分類	概要
a.マーケットサウンディング型	事業案の作成前において、参加事業者を募り（任意・無償が原則）、指定の場所に来てもらい、一定の時間の意見交換・対話を行う個別ヒアリング又はワークショップ等によって、様々なアイデアや意見を把握する調査（マーケットサウンディング）を実施し、事業案の策定及び事業者選定への手続きへ移行するもの。
b.提案インセンティブ付与型	事業化に対する民間事業者によるアイデア・工夫を含んだ提案を募集し（事業発案時の官民対話）、提案採用決定後、提案採用事業者に対して公募に向けた条件整理のためのヒアリングを行い（公募条件検討時の官民対話）、事業者選定の評価において、提案採用事業者へのインセンティブ付与を行うものである。募集要領を公表し、これについての提案者からの質問に回答する必要がある。
c.選抜・交渉型（随意契約）	事業リスト又は個別具体の案件を示して、民間事業者のアイデアと工夫を含む提案を募集し、提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するものである。

# 改定ポイント 民間提案の手法の整理(2/2)

## PPP/PFIにおける民間提案の手法の事業選定プロセス概念図



(出典) PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド (内閣府・総務省・国土交通省、H28.10)

- 1 マーケットサウンディング型は、事業発案前の市場性の有無やアイデアの把握等、事業発案の前段階で有効であり、PFI法第6条に基づく提案や、提案インセンティブ付与型、選抜・交渉型の前段で実施する等の組み合わせも有効である。



# (参考) 様々な手法を活用した民間提案の事例

## マーケットサウンディング型を 組み合わせたPFI法第6条提案 の事例

奈良県御所市近鉄御所駅西側  
市有地活用事業

### 【事業概要】

・近鉄御所駅前の市有地に公共施設の機能（移転更新）を併せ持った複合施設を整備する。

### 【ポイント】

・民間提案を行う事業者の負担に配慮するとともに、効果的な提案を引き出す観点から、2段階で実施。

（第1段階）  
事業コンセプトの募集

（第2段階）  
PFI法第6条に基づく民間提案を募集

## PFI法第6条によらない提案インセンティブ付与型の民間提案から PFI事業化した事例

桑名市健康増進施設整備・運営事業

### 【事業概要】

・桑名市内の市有地において、温泉水を活用した健康増進施設（温浴施設）を整備・運営する。

### 【ポイント】

・過去にPFI事業として公募したものの、事業者決定には至らなかった事業。  
・事業化方針を再検討中の事業に対して、民間事業者からの民間発案（PFI法第6条によらない提案インセンティブ付与型の民間提案）による提案を受け、改めてPFI事業として事業化した。

## PFI法第6条に基づく実施手続き においてPPPも含めた幅広い民間 提案を募集した事例

大府駅東立体駐車施設等整備  
運営事業

### 【事業概要】

・大府駅前の市有地において、駅周辺の交通機能向上とにぎわい創出を目指し、駐車場・駐輪場及び生活サービス施設の複合施設を整備・運営する。

### 【ポイント】

・PFI法第6条に基づく民間提案手続きの実施に際して、有効な提案をより幅広く柔軟に受け付けるため、PFI事業以外の事業手法による民間提案も受け付けることとした。  
・民間提案の結果、PFI事業ではなく、定期借地権を活用したPPP事業として事業化した。

「民間企業から容易に問合せが可能な行政側の体制整備の必要性」があるとの提言を受けて、民間提案の受付・検討に係る体制の整備に関する事項を追記する。

## 2. 民間提案の実施手続について

### (3) 提案の受付・募集 受付・問合せ窓口

- 1 民間提案の実施に際して、情報提供や日常的な対話が可能となるよう、民間企業からの問合せが可能な行政側の窓口を設置することが望ましい。
- 1 施設担当課と企画・財務担当課など、PPP/PFI事業を実施する際に関連する部局が連携できるよう、行政側の窓口は庁内の調整機能を有することが望ましい。

## 2. 民間提案の実施手続について

### (4) 提案の検討 検討体制

- 1 行政側は窓口のほか、提案評価に係る体制を整える必要がある。より公平かつ専門的な評価を行うため、提案の評価に際しては、外部有識者等を含む第三者委員会等を参画させることが望ましい。

インセンティブを付す場合は適正性・公平性の観点から必要。

サウンディングによる「意見募集」であれば担当課の評価でもよいが、事業発案の場合は、事業化に向けた判断となるため、専門的な評価体制構築が必要。

改定ポイント において、PFI法第6条に限らず自治体を実施しているPPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案の手法を追記することから、それに対応して、「提案の受付・募集」、「情報提供・官民対話」に関する事項を追加する。

## 2. 民間提案の実施手続について

### (3) 提案の受付・募集 提案の受付・募集

- 1 提案募集のための事業の条件や応募要件等の設定方法を記載する。
- 1 要領においては、民間に意見を求めている項目を明示することが望ましい。
- 1 公募については、広く募集が行われていることを周知するため、記者発表、説明会などを実施することが望ましい。

## 2. 民間提案の実施手続について

### (3) 提案の受付・募集 情報公開・官民対話

- 1 行政側窓口を通じて、民間側に提供する情報の内容、手段、時期等の考え方を示す。
- 1 後述するヒアリングを踏まえて、民間提案の実施に有効な情報の提供方法を記載する。
- 1 必要な情報を提供することなどにより、提案書の作成を支援することが期待される。
- 1 官民対話の対象事項、対話の相手、対話の方法などを記載する。

# 改定ポイント 民間提案の評価方法等の改善

「評価方法等の改善(評価基準の明確化、評価結果のフィードバックなど)の必要性」があるとの提言を受けて、「評価項目」、「結果の通知・公表」に関する事項を追記する。

## 2. 民間提案の実施手続について

### (4) 提案の検討 評価項目

- 1 発注者が事業に求める内容及び民間提案に期待する内容を適切に評価できるよう、民間提案の評価内容及び評価基準について事前に定めたうえで、民間提案の募集要項等で公表することが望ましい。
- 1 なお、事前に個別事業の募集要項・審査基準等を作成しない場合は、一般化した評価基準を定め、要項等で公表することが望ましい。
- 1 後述するヒアリング結果を踏まえて、評価項目を追加する。

インセンティブを付す場合は適正性・公平性の観点から必要。  
評価基準の事前公表が望ましい点は、いずれの手法でも共通。

## 2. 民間提案の実施手続について

### (4) 提案の検討 評価結果の通知・公表

- 1 民間提案の検討の結果については、採否の結果によらず、評価基準に照らした講評(どのような提案が評価されたか等)を提案者に通知または公表することで、その後の事業者選定等における提案の熟度向上や、民間事業者への民間提案の経験・ノウハウの蓄積を図ることができる。
- 1 また、PFI法第6条に定める応答義務を踏まえて、「事業の見通し」等を示すことが手続き透明性の観点から好ましい。
- 1 加えて、結果の公表に際しては、民間事業者の知的財産、ノウハウの保護に配慮する観点から、事前に公表資料の内容を確認する等の手続きを取ることが望ましい。

PFI法第6条提案に限定せず、実施方針の策定、公募要項の策定、随意契約協議を行う際の留意点を追記する。

### 2. 民間提案の実施手続きについて

#### (5) 事業化に向けた手続き 実施方針等の策定

民間提案に基づく評価の結果、事業の実施が可能若しくは妥当と判断される場合は、実施方針や公募要項の策定へと進む。  
実施方針や公募要項の策定にあたっては、知的財産の保護について留意することを記載する。

インセンティブが随意契約の場合は、個別の契約交渉や予算措置に進む。随意契約協議を進めていく上での留意事項を記載する。

## 改定ポイント インセンティブ付与の考え方

「インセンティブの付与方法として加点方式を活用した際の加点の考え方」を示すべきとの提言を受けて、インセンティブの手法及び考え方に関する事項を追記する。

### 2. 民間提案の実実施手続について

#### (5) 事業化に向けた手続き インセンティブの付与

- 1 民間提案を行った事業者へのインセンティブとして、「加点評価」「随意契約」それぞれについて具体的な内容を整理するとともに考え方を示し、既存の事業者選定手続きや、競争性・公平性を阻害しない範囲において、発注者がインセンティブ（加点・随意契約等）の付与を判断する際の参考・根拠とするとともに、発注者における民間提案の活用に係る検討を促進する。
- 1 インセンティブについては、「加点評価」を原則として示し、活用する際の加点の考え方として、後述のヒアリングを踏まえて加点割合に関する考え方を記載する。
- 1 「随意契約」については、民間提案に含まれる事業者の知的財産やノウハウを保護することが、随意契約を行う事由として考えられるが、競争性・公平性への配慮等の考え方や、望ましい適用範囲について、後述のヒアリングを踏まえて考え方を記載する。
- 1 各インセンティブについて、具体的な事例を紹介する。

## （参考）民間提案に際してインセンティブを付与した事例

事業主体	制度 / 事業名	インセンティブの内容	インセンティブの設定根拠
神奈川県 茅ヶ崎市	提案型民間活用制度	加点 (5%)	(非公表)
愛知県 美浜町	(PFI法6条提案) 美浜町地域づくり拠点化施設整備事業	加点 (約6%)	(非公表)
愛知県 大府市	(PFI法6条提案) 大府駅東駐車場及び自転車駐車場整備事業	加点 (約9%)	(非公表)
静岡県 浜松市	浜松市発案・提案型官民連携制度	随意契約又は 加点(最大10%)	(非公表)
北海道 苫小牧市	(PFI法6条提案) 仮称・苫小牧市民ホール整備事業	加点 (最大10%)	(非公表)
茨城県 常総市	公共施設マネジメント民間提案制度	随意契約	知的財産権の保護
東京都 東村山市	民間事業者提案制度	随意契約	市の随意契約 ガイドライン
千葉県 我孫子市	提案型公共サービス民営化制度	随意契約	最高裁判例

- 1 加点による事例、随意契約による事例とも、上記のほか多数の事例が存在する。
- 1 また、インセンティブを付与しない民間提案の事例も多数存在する。

## 加点方式を採用した事例における考え方

### I 加点方式を採用した理由、加点割合の考え方等

- 加点方式の採用理由については、単に「インセンティブとして」「優遇措置を講じる」等とされており、一般的なインセンティブとして浸透していることがうかがえる。
- 加点割合については、5%～10%とする事例が多く見受けられたが、具体的な割合の設定根拠を示している事例は見受けられなかった。
- なお、昨年度実施したヒアリングでは、「加点の値については、過去の事例を参考するなどし、決定した」とする意見があった。

### I 加点割合を定める際の課題・留意点など

- 昨年度実施したヒアリングでは、「加点割合は過去の事例を参考に設定した」「その後の事業者選定における配点が未定の場合、加点割合（点数）を決めにくい」とする意見があった。
- 昨年度実施したヒアリングでは、「インセンティブを得た応募者があっても、事業者選定に際してよりよい提案があれば逆転可能なルールである必要があると考える」とする意見があった。

- I 加点方式は一般的なインセンティブとして採用されており、加点割合は5%～10%とする事例が多い。
- I 加点割合を定める際の考え方は非公開の事例が多いものの、昨年度のヒアリング結果によると「事例を参考とした」とされることが多い。



## 随意契約を採用した事例における考え方

### I 随意契約を採用した理由、根拠規定等

- 民間事業者からの提案を「知的財産」ととらえ、ノウハウ保護の観点から随意契約とする。（多数）
- 提案内容が民間事業者の知的財産、独自のノウハウ等を生かすものであることから、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令及び市の随意契約ガイドラインに基づき、随意契約によることを原則とする。（東村山市）
- 最高裁の判例（昭62.3.20）による。判例では契約をするにあたり、不特定多数の競争が必ずしも適当でなく、資力、信用、技術、経験等を有する相手方と契約することが、地方公共団体の利益の増進につながる場合には、「その性質又は目的が競争入札に適さない」としている。（我孫子市）

### I 随意契約を採用する際の課題・留意点など

- 昨年度実施したヒアリングでは、「競争性がないとの批判を受ける場合がある」との意見があった。

- I 随意契約を採用している根拠としては、民間提案に含まれる事業者の知的財産やノウハウを保護することが、随意契約を行う事由として挙げられている。
- I 随意契約の採用に際しては、競争性・公平性について配慮する必要がある。

## 2 . ヒアリング調査の概要

# ヒアリング調査の概要

## 1. 調査目的

- 評価方法やインセンティブの考え方及び実施手続き等、マニュアル改定の検討における論点等をサンプルとして整理するため、昨年度ヒアリングを行った事業分野以外も幅広く対象として、ヒアリング行い、検証結果を民間提案推進マニュアル改定案に反映する。

## 2. 調査対象

- 民間提案を実施した事業より5事業を抽出  
(具体的な対象事業の候補は次頁参照)

## 3. 実施期間

- 令和2年10月～11月

## 4. ヒアリング方法

- 対象事業を所管する地方公共団体の担当者を対象にヒアリング調査を実施する。

## 5. ヒアリング項目

評価方法について (評価基準の考え方、結果通知の考え方 等)

インセンティブについて (加点割合の考え方 等)

行政側の体制について (問合せ窓口や評価体制の考え方 等)

実施手続き (手続きの具体的な内容 等)

その他 (民間提案におけるその他の課題、マニュアルへの意見 等)

# ヒアリング対象事業候補

加点インセンティブの考え方や民間提案の具体的な実施手続き等を把握するため、過去数年間に民間提案を実施した事業から、「施設整備等による一定の事業規模が見込まれる」「事業化に向けた具体的な取り組みが進められている」等の条件で、下記の5事業を候補として選定。

事業主体	制度 / 事業名	インセンティブ 付与方法	備考
新潟県新潟市	曾野木地区市営住宅跡地施設整備事業	加点 (5%)	契約済
千葉県木更津市	(仮称) 第2君津地域広域廃棄物処理事業	加点 (5%)	契約済
北海道苫小牧市	(PFI法第6条提案) (仮称) 苫小牧市民ホール整備事業 <sup>1</sup>	加点 (最大10%)	事業者選定 未公募 <sup>3</sup>
富山県富山市	(仮称) 富山市総合体育館運営等事業 <sup>1</sup>	加点 (最大10%)	事業者選定 未公募 <sup>3</sup>
奈良県御所市	(PFI法第6条提案) 近鉄御所駅西側市有地活用事業 <sup>1</sup>	二段階提案による 随意契約 <sup>2</sup>	民間提案の 手続中 <sup>4</sup>

1 内閣府による支援事業の対象事業

2 簡易な事業コンセプトの提案（第一段階：事業の基本方針）を受け、対話による事業イメージを共有した後に、PFI法第6条に基づく民間提案（第二段階：特定事業の案、VFM評価等を含む）を受け付け、採用者を優先交渉権者として協議・交渉後に随意契約を締結する方式

3 民間提案を採用したのち、事業者選定の手続きは開始されていない

4 第一段階のコンセプト提案を実施後、第二段階の民間提案手続きを実施中